

高島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 概要版

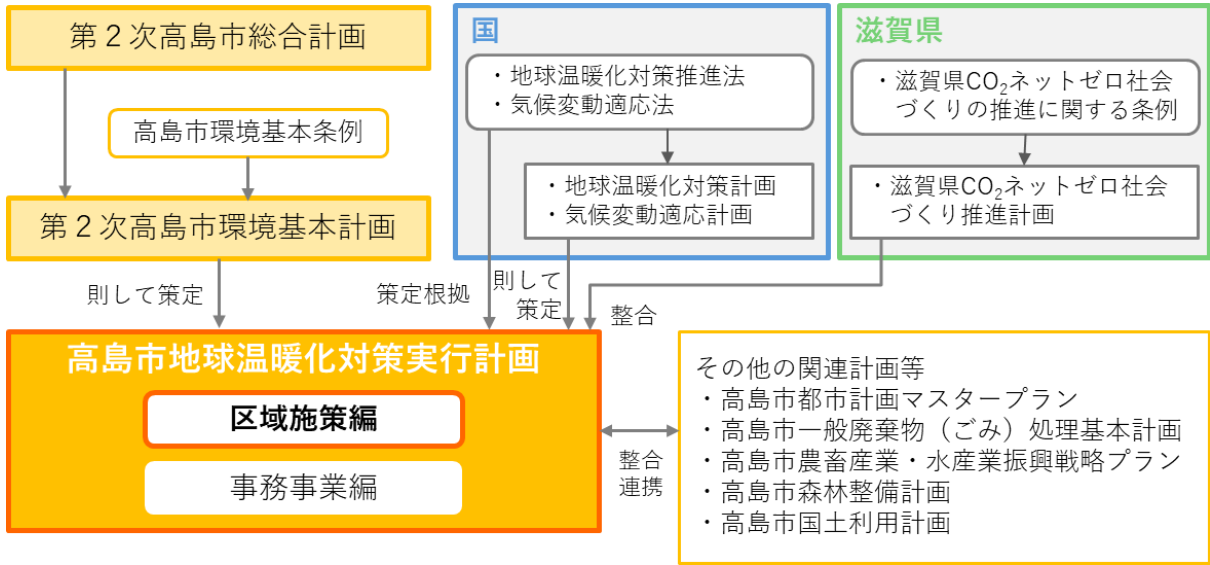
令和7年2月

第1章 計画策定の背景

- 【策定の前提】
- 地球温暖化対策における国際的な動向、国内の動向から、本市においても温室効果ガスの排出の削減を図る取り組みを行う必要がある。
 - 本計画は地球温暖化対策法に基づき自治体に策定が求められていますが、都道府県や政令市等は義務、中核市以下の本市は「努力義務」となっています。
 - 行政の施設や事業を対象とする「事務事業編」と自治体の区域全体を対象とする「区域施策編」があり、「事務事業編」については本市では既に策定済みです。
 - 国内の温室効果ガス総排出量の90%以上はCO₂であるため、本計画ではCO₂削減を主として作成しています。

第2章 計画の基本的事項

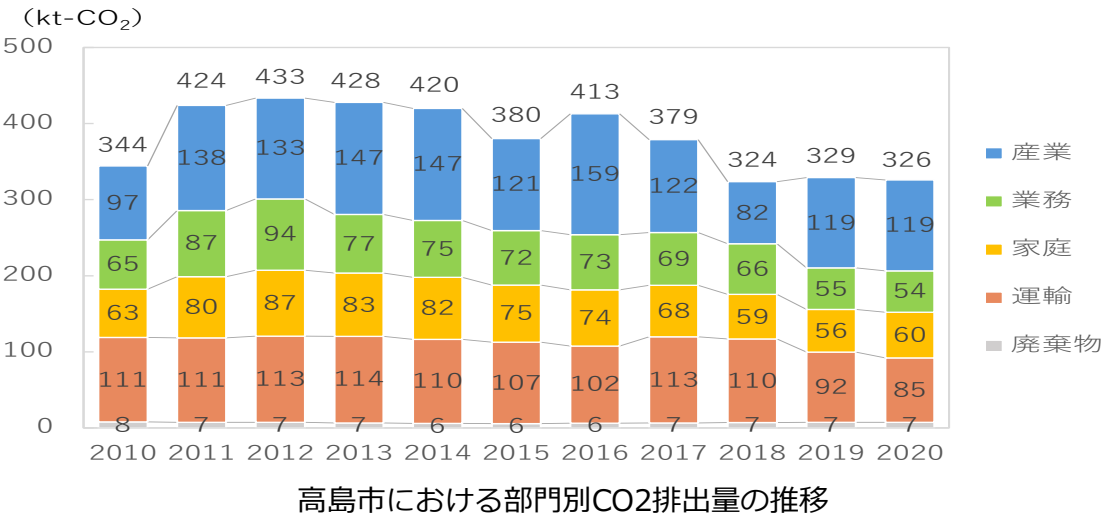
- 目的：市域の温室効果ガスの排出削減に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。
- 計画期間：2024年度から国や県が中期目標としている2030年度の7年間とします。
- 位置づけ：下図の通り



第3章 現状の温室効果ガス排出量と再生可能エネルギー導入量

【温室効果ガスの排出現状】

- 2020年度の市域からのCO₂排出量は326ktで、削減目標の基準年度である2013年度と比べ**24%減少**しています。その要因としては、**電力の排出係数の改善**が考えられます。
- 部門別では、**産業部門からの排出が一番多く全体の約37%**を占め、次いで運輸部門、家庭部門の順に多く排出しています。



【再生可能エネルギーの導入量】

- 本市の再エネ導入ポテンシャル（電気）は2,312MWで、その**63%を太陽光発電**が占めています。
- 現在は太陽光発電で70MWの導入量がありますが、ポテンシャルに対する導入率は5%に留まり、**将来的な導入の余地が大きい**と言えます。景観や自然環境・住環境などとも調和する形での導入促進が考えられます。

再生可能エネルギーの区分	導入ポテンシャル	FITによる導入量	ポテンシャルに対する導入率
太陽光発電	1,454 MW	70MW	5%
陸上風力発電	835 MW	0 MW	0%
中小水力発電	24MW	0.2 MW	1%
地熱発電	0 MW	0 MW	-
合計（電気）	2,312 MW	70 MW	-
太陽熱	915,392 GJ/年	-	-
地中熱	3,674,100 GJ/年	-	-
合計（熱）	4,589,491 GJ/年	-	-

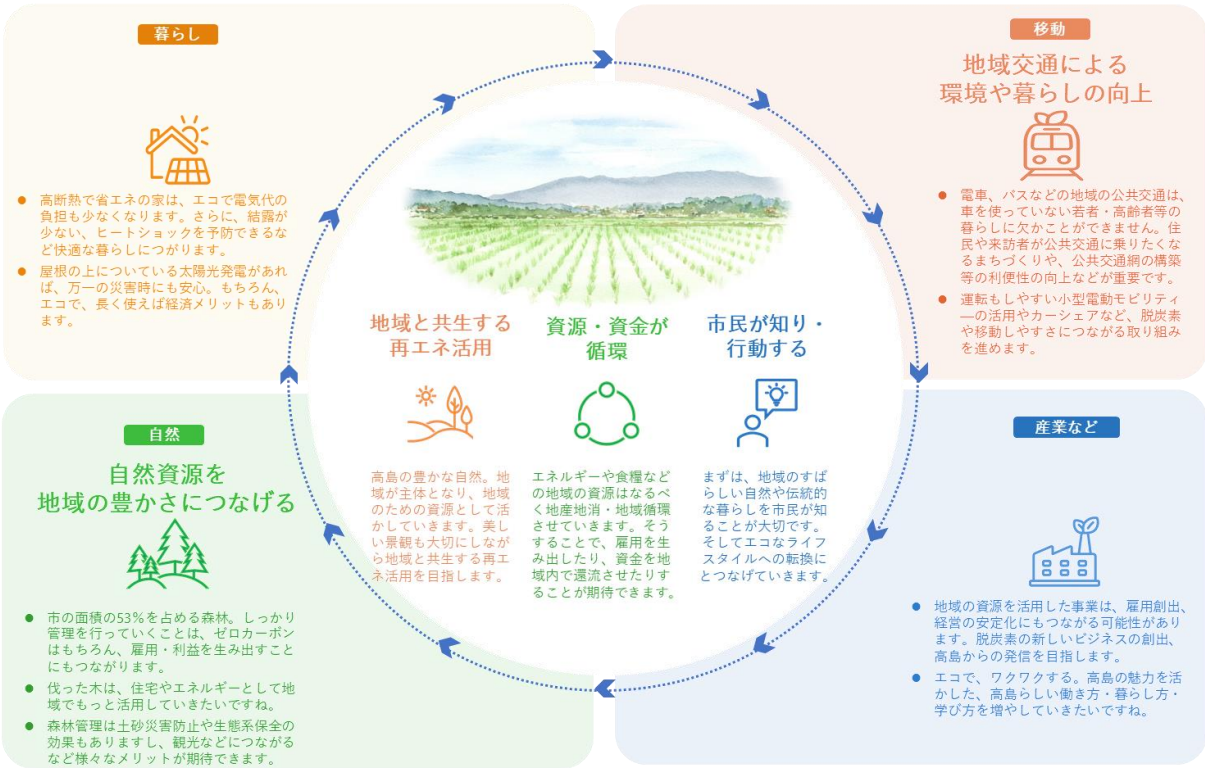
再エネの導入ポテンシャルと導入実績

第4章 高島市の将来の姿

【ビジョン】

- 地域と共生する再エネ活用として自然・景観を大事にしたうえで再エネの活用を進めること、その再エネを地産地消して資源・資金が地域で循環し、豊かさにつながることを大切にしたいビジョンです。

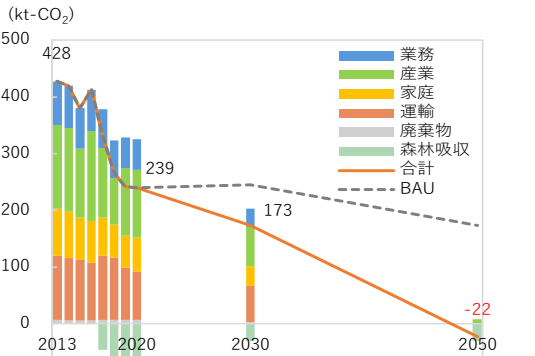
検討の方向性：脱炭素・豊かな暮らしを実現する高島



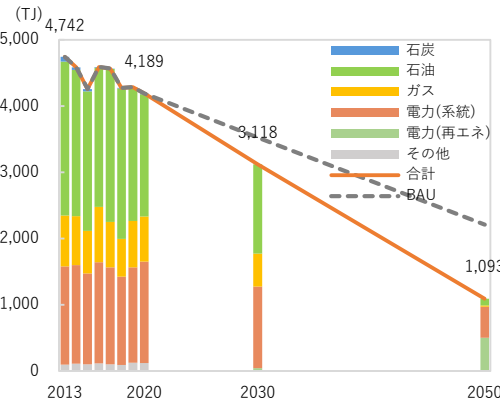
*このイメージ図は現時点で想定される社会像を一例として示したものであり社会情勢や技術発展の度合いを見ながら、適宜更新を行っています。

【脱炭素シナリオ】

- 人口減少など想定される将来の社会経済の変化と、将来ビジョンに示した方向性を踏まえ、本市の脱炭素に向けたシナリオを作成しました。国や計画に掲げられている取り組みに加え、本市の自然や景観を考慮した再エネポテンシャルの活用、森林資源の適切な管理により、**2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指します。**



脱炭素シナリオにおけるCO₂排出量の推移



脱炭素シナリオにおけるエネルギー消費量の推移

第5章 目標

- 国の削減目標：2030年度の目標を2013年度比 46%削減
- 県の削減目標：2030年度の目標を2013年度比 50%削減
- **本市の削減目標**
森林のCO₂吸収量も多いため、2030年度の目標を2013年度比 **60%削減**を目指します。
※2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

第6章 目標達成に向けた取組

施策の方向性	主な取組
I. 再生可能エネルギーの導入	・太陽光発電等再エネ設備の導入促進 ・再エネ促進区域の検討 ・エネルギー自給率向上に向けた地域新電力の検討 ・災害時のライフライン機能の強化
II. 建物や交通の省エネ化と脱炭素化	・省エネ家電や機器の導入促進 ・ZEB・ZEHの普及 ・住宅やビルでのエネルギー管理システムの普及 ・次世代自動車の普及 ・環境負荷の少ない移動手段の選択
III. 地域循環型ライフスタイルの定着	・5 Rの推進とごみの減量化 ・食品ロスの削減 ・地産地消の推進
IV. 農林業の活性化と吸収源対策	・環境保全型農業の促進 ・再生可能エネルギーの導入促進 ・適切な森林整備と森林資源の保全・活用 ・CH₄（メタンガス）排出の削減
V. 連携・協働による取組促進	・取組を活発化させる仕組みづくり ・脱炭素化への取組と地域資源の活用を通じた地域の活性化 ・多様なステークホルダーとの連携

第7章 計画の推進体制

- 推進体制は右図の通り。
- 市民、事業者、行政等全ての主体が協働・連携することにより推進していきます。

